



第53回

定時株主総会 招集ご通知

日 時 | 平成30年6月22日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前8時30分)

場 所 | 東京都江東区木場一丁目5番15号
深川ギャザリア タワーN棟
1階 当社大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。)

議 案 | 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
付与のための報酬決定の件

目 次

第53回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(提供書面)	
事業報告	18
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告	47

株式会社 野村総合研究所

証券コード 4307

平成30年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

株式会社 野村総合研究所

代表取締役社長 此 本 臣 吾

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、平成30年6月21日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前8時30分)
2. 場 所 東京都江東区木場一丁目5番15号
深川ギャザリア タワーN棟 1階 当社大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
 - 報告事項 平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

4. 当日ご出席願えない場合の議決権行使の方法

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年6月21日(木曜日)午後5時までに、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

53頁の「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内」をご確認の上、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

5. 議決権行使の取扱いに関する事項

- (1) 当社に提出された議決権行使書面において議案の賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面により複数回議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効としてお取扱いいたします。
- (3) 電磁的方法により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効としてお取扱いいたします。
- (4) 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日のご入場は株主様のみとなります。代理人によるご出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面(委任状等)に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nri.com/jp/ir/soukai.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、上記ウェブサイト掲載書類は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに修正内容を掲載することにより、お知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため2名減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

(候補者一覧)

候補者 番号	氏 名	新 任	社 外 取 締 役	独 立 役 員	現在の当社における地位
1	しまもと 嶋 本 ただし 正				取締役会長
2	このもと しん 此 本 臣 吾				代表取締役社長
3	うえ の あゆむ 上 野 歩				代表取締役副社長
4	うす み よし お 臼 見 好 生				代表取締役 専務執行役員
5	ど い み わ こ 土 井 美 和 子		○	○	取締役
6	まつ ざき まさ とし 松 崎 正 年		○	○	取締役
7	おお みや ひで あき 大 宮 英 明	○	○	○	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しまもと　　ただし 嶋　本　　　正 (昭和29年2月8日)	昭和51年　4月　当社入社 平成13年　6月　当社取締役　情報技術本部長 平成14年　4月　当社執行役員　情報技術本部長 平成16年　4月　当社常務執行役員　情報技術本部長兼 研究創発センター副センター長 平成20年　4月　当社専務執行役員　事業部門統括 平成20年　6月　当社代表取締役　専務執行役員　事業 部門統括 平成22年　4月　当社代表取締役社長　事業部門統括 平成27年　4月　当社代表取締役会長兼社長 平成28年　4月　当社取締役会長(現任)	120,306株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、代表取締役社長を6年務めるなど、当社の経営に関する豊富な経験と実績を有し、また取締役会議長として取締役会の適切な運営と活性化に努めております。その経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営の監督に活かせるものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	このもと しんご 此 本 臣 吾 (昭和35年2月11日)	昭和60年 4月 当社入社 平成16年 4月 当社執行役員 コンサルティング第三 事業本部長 平成22年 4月 当社常務執行役員 コンサルティング 事業本部長 平成27年 4月 当社専務執行役員 ビジネス部門担 当、コンサルティング事業担当 平成27年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 ビジ ネス部門担当、コンサルティング事業担 当 平成28年 4月 当社代表取締役社長(現任)	30,999株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、コンサルティング事業分野における長年にわたる業務執行経験と実績を有しており、アジア地域における拠点長を務めるなど、グローバル事業についても豊富な経験と実績を有しております。また代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、その経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	うえの　あゆむ 上野　歩 (昭和35年3月15日)	昭和58年 4月 当社入社 平成20年 4月 当社執行役員 経営 I T イノベーションセンター副センター長 平成25年 4月 当社常務執行役員 流通・情報通信・産業ソリューション事業担当、流通・情報通信ソリューション事業本部長 平成27年 4月 当社専務執行役員 流通・情報通信・産業ソリューション事業、中国・アジアシステム事業担当、産業 I T イノベーション事業本部長 平成27年 6月 当社取締役 専務執行役員 流通・情報通信・産業ソリューション事業、中国・アジアシステム事業担当、産業 I T イノベーション事業本部長 平成28年 4月 当社代表取締役 専務執行役員 コンサルティング部門、産業 I T ソリューション部門管掌、コンサルティング事業担当 平成30年 4月 当社代表取締役副社長 ビジネス部門管掌(現任)	20,301株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、産業 I T ソリューション事業分野における長年にわたる業務執行経験と実績を有しております。その経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	うす み よし お 臼 見 好 生 (昭和33年7月1日)	昭和58年 4月 当社入社 平成22年 4月 当社執行役員 経営企画、コーポレートコミュニケーション、法務・知的財産担当 平成27年 4月 当社常務執行役員 本社機構担当、経営企画、コーポレートコミュニケーション、人事、法務・知的財産担当、人材開発センター長 平成29年 6月 当社代表取締役 常務執行役員 コーポレート部門管掌 平成30年 4月 当社代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門管掌(現任)	15,655株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、コーポレート部門における長年にわたる業務執行経験と実績を有しております。その経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	ど い み わ こ 土井美和子 (昭和29年6月2日)	昭和54年 4月 東京芝浦電気株式会社(現 株式会社東芝)入社 平成17年 7月 株式会社東芝研究開発センター技監 平成20年 7月 同社研究開発センター首席技監 平成26年 4月 独立行政法人情報通信研究機構(現 国立研究開発法人情報通信研究機構)監事(現任) 平成27年 6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 国立研究開発法人情報通信研究機構監事	887株
	【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、情報技術分野における研究開発部門の研究者及び責任者としての長年にわたる経験をお持ちであります。候補者は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、その経歴を通じて培われた専門家としての豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営を監督していただけるものと判断し、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	まつ ぎき まさ とし 松 崎 正 年 (昭和25年7月21日) 社外 独立	昭和51年 4月 小西六写真工業株式会社(現 コニカミ ノルタ株式会社)入社 平成15年10月 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ株式会社(現 コニカミノルタ株式会 社)取締役 平成17年 4月 コニカミノルタホールディングス株式 会社(現 コニカミノルタ株式会社 以 下同じ)執行役 コニカミノルタテクノロジーセンター 株式会社(現 コニカミノルタ株式会 社)代表取締役社長 平成18年 4月 コニカミノルタホールディングス株式 会社常務執行役 平成18年 6月 同社取締役 常務執行役 平成21年 4月 同社取締役 代表執行役社長 平成25年 4月 コニカミノルタ株式会社取締役 代表 執行役社長 平成26年 4月 同社取締役 取締役会議長(現任) 平成28年 6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) コニカミノルタ株式会社取締役 取締役会議長 いちご株式会社社外取締役 日本板硝子株式会社社外取締役	1,210株
	【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、長年にわたりコニカミノルタ株式会社の経営に携わってこられました。その経歴を通じて培われた企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	おおみや ひで あき 大宮 英明 (昭和21年7月25日) 新任 社外 独立	昭和44年 6月 三菱重工業株式会社入社 平成14年 6月 同社取締役 平成17年 6月 同社代表取締役 常務執行役員 平成19年 4月 同社代表取締役 副社長執行役員 平成20年 4月 同社代表取締役社長 平成25年 4月 同社代表取締役会長 平成26年 6月 同社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 三菱重工業株式会社取締役会長 セイコーエプソン株式会社社外取締役 三菱商事株式会社社外取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、長年にわたり三菱重工業株式会社の経営に携わってこられました。その経歴を通じて培われた企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 土井美和子氏、松崎正年氏、大宮英明氏は社外取締役候補者であります。当社は、土井美和子氏、松崎正年氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、独立役員の指定を継続する予定であります。また、大宮英明氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、土井美和子氏は3年、松崎正年氏は2年となります。
4. 当社は、土井美和子氏、松崎正年氏との間でそれぞれ、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額であり、各氏の選任が承認された場合、当該契約が引続き適用されます。また、大宮英明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役青木実、山崎清孝が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	きとうこうへい 佐藤公平 (昭和36年4月18日) 新任 社外	昭和59年 4月 野村證券株式会社(現 野村ホールディングス株式会社)入社 平成19年 4月 野村證券株式会社執行役 平成20年10月 同社執行役員 平成21年 4月 同社取締役 平成23年 4月 同社常務(執行役員) 平成25年 4月 野村バブコックアンドブラウン株式会 社代表取締役社長 平成30年 4月 野村證券株式会社顧問(現任)	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、当社の主要事業分野の一つである証券業界における長年にわたる経験をお持ちであります。その経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社取締役の職務執行を監査していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	やまざききよたか 山崎清孝 (昭和28年4月4日) 社外 独立	昭和54年10月 芹沢政光公認会計士事務所入所 昭和58年 8月 公認会計士登録 平成17年 7月 監査法人芹沢会計事務所(現 仰星監査法人)代表社員 平成18年10月 仰星監査法人理事代表社員 平成19年 9月 同法人副理事長代表社員 東京事務所長 平成22年 7月 同法人理事長代表社員 平成26年 6月 当社監査役(現任) 平成26年 7月 仰星監査法人理事代表社員 平成29年10月 仰星監査法人代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 仰星監査法人代表社員	2,391株
【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、監査法人の代表社員を務められ、公認会計士としての長年にわたる経験をお持ちであります。候補者は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、その経歴を通じて培われた財務・会計に関する豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社取締役の職務執行を監査していただけるものと判断し、引続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤公平氏、山崎清孝氏は社外監査役候補者であります。当社は、山崎清孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、独立役員の指定を継続する予定であります。
3. 佐藤公平氏は平成30年4月以降、当社の特定関係事業者である野村證券株式会社の顧問としての報酬を受けております。
4. 佐藤公平氏は野村證券株式会社の顧問を平成30年6月に退任予定であります。
5. 山崎清孝氏の当社監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

6. 当社は、山崎清孝氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額であり、同氏の選任が承認された場合、当該契約が引続き適用されます。また、佐藤公平氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

現在、当社の取締役の報酬は、基本報酬、賞与及びストックオプションから構成されておりますが、今般、役員報酬制度の見直しを行い、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。))に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社株式を職務執行開始当初から直接保有させることにより対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行のストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式を付与するための報酬制度(以下「本制度」)という。)を導入することといたしたいと存じます。

取締役の報酬等の額は、平成17年6月23日開催の第40回定時株主総会において、年額10億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする旨ご承認をいただいておりますが、対象取締役に対して、かかる報酬等の額の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額4億円以内(下記1.の「長期インセンティブ株式報酬」として年額1億2千万円以内、「中期インセンティブ株式報酬」として年額2億8千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名(うち社外取締役3名)ですが、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名(うち社外取締役3名)となります。

本議案につきご承認をいただいた場合、既に付与済みのものを除き、対象取締役に対するストックオプション制度は廃止し、以後、取締役に対してストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

本制度の内容は以下のとおりであります。

1. 本制度の概要

対象取締役が付与する譲渡制限付株式は、(i)株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、退任日まで譲渡制限を解除しない「長期インセンティブ株式報酬」と、(ii)中期経営計画に代表される当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブとして、譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で設定する「中期インセンティブ株式報酬」により構成することとします。

対象取締役は、取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といい、その内容の概要は下記3. のとおり。)を締結するものとします。

2. 本制度にかかる金銭報酬債権の総額及び株式数

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、「長期インセンティブ株式報酬」として年額1億2千万円以内、「中期インセンティブ株式報酬」として年額2億8千万円以内、合わせて年額4億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とします。

また、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、「長期インセンティブ株式報酬」として年1万8千株以内、「中期インセンティブ株式報酬」として年4万2千株以内、合わせて年6万株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整するものとします。

3. 本割当契約の内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、「長期インセンティブ株式報酬」の場合は対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、経営役、研究理事、顧問、理事、参与その他これに準ずる地位又は従業員の地位(以下「役員等の地位」という。)のいずれの地位からも退任又は退職する日(退任又は退職と同時に当社又は当社の子会社の他の役員等の地位に就任する場合を除く。以下「退任日」という。)までの間、「中期インセンティブ株式報酬」の場合は3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の役員等の地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時に譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(1)に定める役員等の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、

譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)本議案に基づく譲渡制限付株式報酬制度の概要

	株式の付与時期	譲渡制限期間	金銭報酬債権の 総額(年間)の上限	付与株式数(年間)の 上限
長期インセンティブ 株式報酬	職務執行開始当初	退任日まで	1億2千万円	1万8千株
中期インセンティブ 株式報酬	職務執行開始当初	3年間から5年間 までの間で設定	2億8千万円	4万2千株

なお、本議案につきご承認をいただいた場合、対象取締役のほか、当社の日本国居住者の執行役員その他の従業員(役員待遇)に対しては本議案と同様の内容の譲渡制限付株式報酬を、当社の日本国非居住者の執行役員その他の従業員(役員待遇)及び子会社の取締役に対しては本議案の譲渡制限付株式報酬と同等又はこれに準じる条件の株価連動型金銭報酬(ファントムストック)を、それぞれ支給する予定であります。なお、それらの者に対しても、既に付与済みのものを除き、ストックオプション制度を廃止し、以後、ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月 1日から)
(平成30年3月31日まで)

I. 当社グループに関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 全般的な事業の状況

当年度の日本経済は、企業収益や企業の景況感の改善とともに国内景気は緩やかな回復が続きました。企業収益の改善とともに、情報システム投資は堅調に推移しました。

このような環境の下、当社グループ(当社及び連結子会社をいう。以下同じ。)は、コンサルティングからシステム開発・運用まで一貫して提供できる総合力をもって事業活動に取り組みました。当年度は、長期経営ビジョン「Vision2022」の実現に向け策定した中期経営計画(2016年度～2018年度)の2年目となり、より一層の生産性向上と既存事業の拡大に取り組むとともに、グローバルやデジタルビジネス分野等の新領域において、事業基盤の形成や実績の蓄積をさらに進めました。

既存事業の拡大に向けた取組みとして、業界標準ビジネスプラットフォーム(共同利用型システム)においては、国債の決済期間短縮化や証券保管振替機構の次期システムへの移行など関連する制度改正への着実な対応を進めるとともに、顧客業務の高度化や効率化の支援を進めました。デジタルビジネスにおいては、顧客のIT活用が、新たな事業を創出しビジネスの拡大に直結する投資(ビジネスIT)へ広がる中、新たな事業の創出を進めました。また、政府、企業が働き方改革を推進する中、顧客に対してITを活用して働き方改革を支援するサービスの提供を進めており、当社自身も働き方改革に積極的に取り組んでいます。

グローバル事業においては、日系企業のグローバル展開のサポートや現地政府・企業向け事業の開拓に加え、新たな事業領域の拡大に向け、新技術や経験、優れた

ネットワークを持つ企業との協業やM&Aなども進めました。M&Aにより取得した子会社については、更なるシナジーの創出に向け、経営管理制度や業務管理体制の構築など買収後の経営統合プロセスを進めています。豪州ITサービス市場の事業拡大を目的に、豪州のSMS Management & Technology Limitedを子会社とし、同社は産業ITソリューション部門の主要な関係会社となっています。豪州地域の事業拡大に伴い、域内のガバナンス体制を強化するため、Nomura Research Institute Holdings Australia Pty Ltdを設立しました。

また、当年度に横浜地区・大阪地区の新オフィスへの移転を実施し、昨年度に移転が完了した本社ビルを含め、主要オフィスにおける事業継続に向けた機能が大幅に強化されました。

なお、当社は、成長と還元の両立を意識した資本政策の一環として、記念配当(NRI合併30周年記念配当)の実施及び49,999百万円の自己株式取得を行いました。

当社グループの当年度の売上高は、運用サービスやコンサルティングサービスを中心に全てのサービスで増加し471,488百万円(前年度比11.1%増)となりました。売上原価は311,868百万円(同11.1%増)、売上総利益は159,619百万円(同11.0%増)となりました。販売費及び一般管理費は、オフィス移転関連費用の発生やのれん償却費の増加、また子会社が増えたこともあり94,481百万円(同10.8%増)となりました。この結果、営業利益は65,138百万円(同11.3%増)、営業利益率は前年度と同水準の13.8%、経常利益は66,161百万円(同9.6%増)となりました。特別損益については、保有株式の売却に伴い投資有価証券売却益を計上し、また、研修施設・寮の見直しや主要オフィスの再編をさらに進めたことにより特別損失を計上しました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は55,145百万円(同22.4%増)となりました。

(2) 主要な事業内容及び部門別の状況

当社グループは、リサーチ、経営コンサルティング及びシステムコンサルティングからなる「コンサルティングサービス」、システム開発及びパッケージソフトの製品販売からなる「開発・製品販売」、アウトソーシングサービス、共同利用型サービス及び情報提供サービスからなる「運用サービス」並びに「商品販売」の4つのサービスを展開しています。これらのサービスを、「コンサルティング」、「金融 I T ソリューション」、「産業 I T ソリューション」及び「I T 基盤サービス」等の部門が提供しています。

当社グループの部門別の業績(売上高には内部売上高を含む。)は次のとおりです。

① コンサルティング

当部門は、政策提言や戦略コンサルティング、業務改革をサポートする業務コンサルティング、I T マネジメント全般にわたるシステムコンサルティングを提供しています。

顧客の経営環境や I T 部門の環境が変化する中、経営・I T の両面でコンサルティングの需要が高まっています。当社グループは、顧客のビジネス全般を支援する変革パートナーとなる体制を整えていくとともに、海外も含めた顧客基盤の拡大に努めました。

当年度は、ASG Group Limitedの寄与のほか、顧客のデジタル変革を支援するコンサルティングや顧客の大型開発プロジェクトを支援するシステムコンサルティングが増加しましたが、一方でのれん償却費が増加しました。

この結果、売上高36,923百万円(前年度比18.5%増)、営業利益5,954百万円(同1.7%増)となりました。

② 金融 I T ソリューション

当部門は、主に証券業や保険業、銀行業等の金融業顧客向けに、システムコンサルティング、システム開発及び運用サービスの提供、共同利用型システム等の I T ソリューションの提供を行っています。

事業領域の拡大に向け、業界標準ビジネスプラットフォームの生産革新を進めるとともに、金融とITを融合したFinTech(フィンテック)等を活用した新事業の開発に取り組んでいます。

既存事業の拡大に向けた取組みとして、業界標準ビジネスプラットフォームにおいては、国債の決済期間短縮化や証券保管振替機構の次期システムへの移行など関連する制度改正への着実な対応を進めるとともに、顧客業務の高度化や効率化の支援を進めました。

当年度の売上高は、証券業及び保険業向け開発・製品販売が減少しましたが、証券業を中心に運用サービスが増加したことに加え、保険業向けコンサルティングサービスが増加し、253,281百万円(前年度比2.1%増)となりました。前年度に子会社において計上した事業構造改善費用がなくなりましたが、新規事業の企画開発や海外事業拡大に向けた営業費用が増加し、営業利益は27,349百万円(同3.4%増)となりました。

③ 産業ITソリューション

当部門は、流通業、製造業、サービス業や公共向けに、システムコンサルティング、システム開発及び運用サービス等の提供を行っています。

顧客基盤の拡大に向け、産業分野においても多くの顧客を持つコンサルティング部門などと連携してITソリューションの提案を行う取組みを進めました。企業によるIT投資は、事務効率化を目的とする投資(コーポレートIT)のみならず、新たな事業を創出しビジネスの拡大に直結する投資(ビジネスIT)にも広がっており、当社グループはコンサルティングとITソリューションを生かして、顧客のビジネスITも支援しています。豪州ITサービス市場の事業拡大を目的に、豪州のSMS Management & Technology Limitedを子会社とし、同社は産業ITソリューション部門の主要な関係会社となっています。また、KDDI(株)と共同出資により、企業のデジタル変革を支援するKDDI デジタルデザイン(株)を設立し、関連会社としました。

当年度は、ASG Group Limited及びSMS Management & Technology Limitedの寄与もあり、運用サービス、開発・製品販売が流通業、製造・サービス業ともに増加し、売上高は142,214百万円(前年度比32.1%増)となりました。外部委託費抑制による採算性向上に加え、良好な受注環境を背景に、営業利益は13,652百万円(同50.4%増)となりました。

④ I T基盤サービス

当部門は、主に金融 I Tソリューション部門及び産業 I Tソリューション部門に対し、データセンターの運営管理や I T基盤・ネットワーク構築等のサービスを提供しています。また、様々な業種の顧客に対して I T基盤ソリューションや情報セキュリティサービスを提供しています。このほか、I Tソリューションに係る新事業・新商品の開発に向けた実験的な取組みや先端的な情報技術等に関する調査、研究を行っています。

顧客基盤の拡大に向け、顧客に対し、I T基盤の刷新だけでなく、業務改善や収益改善につながる I T基盤ソリューションを提案する取組みを進めています。また、デジタルマーケティングを始めとするビジネス I T関連の新事業の開発や、A I (人工知能)を活用した顧客業務の効率化と高度化を支援するサービスの開発に取り組んでいます。

当年度の外部顧客に対する売上高は、セキュリティ事業で増加し、内部売上高は、ネットワークサービスなどが増加しました。

この結果、売上高128,839百万円(前年度比5.5%増)、営業利益15,101百万円(同7.8%増)となりました。

⑤ その他

上記4つのほか、システム開発や運用サービスの提供を行う子会社などがあります。

当年度において、売上高14,534百万円(前年度比8.0%増)、営業利益2,079百万円(同5.6%増)となりました。

<部門別 売上高及び営業利益(連結)>

(単位：百万円)

部 門	売 上 高			営 業 利 益		
	前年度 (平成28年度)	当年度 (平成29年度)	前年度比 増減率(%)	前年度 (平成28年度)	当年度 (平成29年度)	前年度比 増減率(%)
コンサルティング	31,161	36,923	18.5	5,853	5,954	1.7
金融ITソリューション	248,188	253,281	2.1	26,461	27,349	3.4
産業ITソリューション	107,672	142,214	32.1	9,076	13,652	50.4
IT基盤サービス	122,107	128,839	5.5	14,015	15,101	7.8
そ の 他	13,461	14,534	8.0	1,968	2,079	5.6
小 計	522,592	575,793	10.2	57,375	64,137	11.8
調 整 額	△98,043	△104,305	－	1,139	1,001	△12.1
計	424,548	471,488	11.1	58,514	65,138	11.3

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

2. 部門別の金額は、内部売上高を含んでいます。

(3) 設備投資の状況

当年度の設備投資額は38,201百万円となりました。

金融ITソリューションにおいて、高付加価値サービス拡充のための共同利用型システムの開発を行いました。IT基盤サービスにおいては、データセンター関連の設備投資を行いました。

また、平成29年6月に横浜野村ビルへの移転が完了し、同ビルの信託受益権及びオフィス設備を取得しました。

(4) 資金調達の様況

当社は平成30年3月に第4回無担保普通社債20,000百万円及び第1回豪ドル建無担保普通社債50百万豪ドル(カブキ債※)を発行しました。

※ 国内の発行体が日本国内において公募で外貨を調達する債券。当社が日本で初めて発行。

(5) 他の方社の株式等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社であるASG Group Limited(本店所在地：オーストラリア パース)が、平成29年9月にSMS Management & Technology Limited(本店所在地：オーストラリア メルボルン)の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社としました。

2. 対処すべき課題

当社グループは、これまで国内市場を中心に、金融業や流通業における顧客基盤の構築や業界標準ビジネスプラットフォームの提供などを通して成長してきました。一方で、日本企業のグローバル化、アジア市場の継続的成長、欧米での技術革新などから、グローバル市場の重要性が高まっています。

また、企業のＩＴに対する期待は、ＩＴによるバックオフィス業務の品質向上や効率化のみならず、ＩＴによる事業拡大にも広がっています。

このような環境の中、当社グループが今後更なる成長を実現するためには、当社の強みである事業領域において競争優位性をさらに高めるとともに、グローバル事業の強化や新事業の創出など新たな分野に挑戦していく必要があると考えています。

新たな分野への挑戦のためには、既存事業領域をより強固な収益基盤とすることが不可欠です。当社グループは、業界標準ビジネスプラットフォームの開発・保守体制の統合、開発管理手法の高度化、システム開発のテスト工程における業務改革など、品質を重視しながら効率化に取り組み、更なる収益性の向上を目指します。

さらに、新規顧客の獲得、顧客との取引の大型化による収益基盤の拡大が必要です。業界標準ビジネスプラットフォームによって提供するサービスの領域を、ＩＴに加えて業務プロセスにまで広げることで、顧客の業務をより包括的に支援できる付加価値の高いサービスの提供を目指します。また、顧客に対しては、当社グループのコンサルタントとシステムエンジニアが一体となって、営業・提案から問題解決までを一貫して推進する活動を強化し、担当役員を配置して顧客基盤の強化に取り組んでいきます。

グローバル事業は、新技術や経験、優れたネットワークを持つ企業との協業やＭ＆Ａなどを進めています。拡大したグローバル関連事業の基盤をより強固なものとするため、Ｍ＆Ａにより取得した子会社に対するガバナンスを強化していきます。

企業においては、クラウド、ＡＩ（人工知能）、ＩｏＴ（モノのインターネット）などの新しいＩＴ技術を活用することでビジネスモデルや製品サービスを刷新し、競争上の優位性を確立する「デジタル変革」の取組みが始まっています。当社グループは、デジタル分野でのサービス提供や、顧客・外部機関との協働を通じて、顧客の事業拡大のみならず新事業創造への貢献を目指します。

グローバルでの事業基盤構築や新しいサービスの実績作りを進めるためには、新たな技術の獲得も必要になります。データ分析や情報セキュリティなどの領域において、国内外の先進的な技術の研究と検証を積極的に進めていきます。

そして、当社グループでは社会インフラとしての情報システムを担う責任の大きさを認識し、「品質へのこだわり」を重視しています。品質監理を専門とする組織を中心に、全社を挙げて不測の不採算案件の発生防止、障害抑止などに継続して取り組んでいきます。

これらの着実な実行を進めるには、付加価値の源泉である人材の成長が不可欠です。人材の成長を支える制度・環境を一層整備し、グローバル事業や「デジタル変革」を牽引できる人材の育成に取り組むとともに、挑戦する風土の醸成も継続的に進めていきます。また、人材の成長による生産性向上、多様な働き方の推進、業務の見直し等により、当社グループらしい働き方改革を実現していきます。

3. 財産及び損益の状況の推移(連結)

区 分	平成25年度 (第49期)	平成26年度 (第50期)	平成27年度 (第51期)	平成28年度 (第52期)	平成29年度 (第53期)
売上高 (百万円)	385,932	405,984	421,439	424,548	471,488
営業利益 (百万円)	49,816	51,486	58,295	58,514	65,138
経常利益 (百万円)	52,360	52,942	61,001	60,354	66,161
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	31,527	38,880	42,648	45,064	55,145
1株当たり当期純利益金額 (円)	158.75	176.79	171.42	181.77	228.21
総資産額 (百万円)	469,010	593,213	621,695	628,944	652,671
純資産額 (百万円)	331,408	403,467	425,409	447,297	432,783

(注) 当社は、平成27年10月1日付及び平成29年1月1日付で、それぞれ普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行いました。1株当たり当期純利益金額は、それぞれ平成26年度の期首及び平成27年度の期首に株式分割が行われたと仮定し算定しています。

4. 重要な子会社等の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
N R I ネットコム(株)	450百万円	100.0	情報システムの開発及び運用
N R I セキュアテクノロジーズ(株)	450百万円	100.0	情報セキュリティに関するアウトソーシングサービス及びコンサルティングサービス
N R I データ i テック(株)	50百万円	100.0	情報システムの運用及び維持管理
N R I プロセスイノベーション(株)	495百万円	100.0	B P O (ビジネス・プロセス・アウトソーシング) サービス
N R I システムテクノ(株)	100百万円	51.0	情報システムの開発及び運用
(株) だいこう証券ビジネス	8,932百万円	51.9	証券事業に関するB P O サービス
(株) D S B 情報システム	434百万円	100.0 (100.0)	情報システムの開発及び運用
Nomura Research Institute Holdings America, Inc.	12,000,000 米ドル	100.0	北 米 事 業 会 社 の 統 括
Brierley & Partners, Inc.	1 米ドル	100.0 (100.0)	マーケティングに関するコンサルティングサービス及びITサービス
野村総合研究所(北京)有限公司	21,000,000 米ドル	100.0	情報システムの開発及び運用
Nomura Research Institute Asia Pacific Private Limited	43,745,440 シンガポールドル	100.0	ア ジ ア 事 業 会 社 の 統 括
Nomura Research Institute Holdings Australia Pty Ltd	14,000,000 豪ドル	100.0	豪 州 事 業 会 社 の 統 括
ASG Group Limited	221,196,847.21 豪ドル	100.0	コンサルティングサービス及び情報システムの運用
SMS Management & Technology Limited	63,401,769.74 豪ドル	100.0 (100.0)	コンサルティングサービス、情報システムの開発及び運用、人材派遣

(注) 1. 「当社の議決権比率」欄の()内は、間接保有比率を内書きで記載しています。

2. SMS Management & Technology Limitedは、平成29年9月に当社の連結子会社である ASG Group Limitedが全株式を取得し、当社の連結子会社となりました。
3. Nomura Research Institute Holdings Australia Pty Ltdは、平成29年10月に設立しました。
4. 当社の連結子会社は上記の子会社を含め69社、持分法適用関連会社は8社です。

(2) その他

その他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
野 村 ホールディングス(株)	594,492百万円	38.5 (9.5)	持 株 会 社

(注)1. 「当社に対する議決権比率」欄の()内は、間接保有比率を内書きで記載しています。

2. 野村ホールディングス(株)及びその子会社は当社の重要顧客の1つであり、当社はシステム開発・製品販売及び運用サービス等の提供を行っています。

5. 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

(1) 当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前 年 度 末 比 増 減
12,708名	1,103名増

(注)1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外に出向中の275名は含まれていません。

2. 従業員数は前年度末と比べ1,103名増加しており、これは主に連結子会社の増加に伴うものです。

3. 部門別の従業員数は次のとおりです。

部 門 等	従 業 員 数 (名)
コ ン サ ル テ ィ ン グ	1,222
金 融 I T ソ リ ュ ー シ ョ ン	4,095
産 業 I T ソ リ ュ ー シ ョ ン	3,116
I T 基 盤 サ ー ビ ス	3,258
そ の 他	387
全 社 (共 通)	630
計	12,708

※ 全社(共通)として記載している従業員数は、主に管理部門に所属しているものです。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,130名	127名増	40.2歳	14.6年

(注) 従業員数は就業人員数であり、他社に出向中の924名は含まれていません。

6. 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

東京本社	（東京都）
木場総合センター	（東京都）
横浜総合センター	（神奈川県）
横浜みなと総合センター	（神奈川県）
大阪総合センター	（大阪府）
東京第一データセンター	（東京都）
横浜第一データセンター	（神奈川県）
横浜第二データセンター	（神奈川県）
大阪データセンター	（大阪府）
大阪第二データセンター	（大阪府）

7. 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額（残高）（百万円）
シンジケートローン（注）1	20,000
（株）三菱東京ＵＦＪ銀行（注）3、4	3,079
シンジケートローン（注）2	2,880
National Australia Bank Limited（注）3	1,224
（株）みずほ銀行（注）3	734
（株）三井住友銀行（注）3	600
（株）りそな銀行（注）3	470

- （注）1. （株）三菱東京ＵＦＪ銀行、（株）三井住友銀行及び（株）みずほ銀行を幹事とする、金融機関15社の協調融資です。
2. （株）三菱東京ＵＦＪ銀行を幹事とする、金融機関7社の協調融資です。信託型従業員持株インセンティブ・プランに基づき設定されたＮＲＩグループ社員持株会専用信託が借り入れたものです。
3. 子会社による借入れです。
4. （株）三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年4月1日付で（株）三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しています。

8. その他会社の状況に関する重要な事項 （訴訟）

当社は、平成27年4月30日付で日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)から訴訟の提起を受け、現在係争中です。

同社は、全国の郵便局等を結ぶ通信ネットワークを新回線へ移行するに当たり、ソフトバンク(株)に対し回線サービスの調達・保守業務を、当社に対しネットワークの移行管理・調整業務を、発注しました。この新回線への移行が遅延し損害を被ったとして、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)は、ソフトバンク(株)及び当社に対し、16,150百万円を連帯して支払うよう求めています。

※ 当事者の表記は、現在の法人名で記載しています。

Ⅱ. 当社に関する事項

1. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 907,500,000株

(2) 発行済株式の総数 251,000,000株

（注）平成30年1月31日付の自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は13,000,000株減少しています。

(3) 株主数 12,368名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	69,438	29.02
野 村 フ ァ シ リ テ ィ ー ズ (株)	22,506	9.41
(株) ジ ャ フ コ	13,156	5.50
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	11,017	4.60
N R I グ ル ー プ 社 員 持 株 会	9,451	3.95
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	8,475	3.54
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	8,242	3.44
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	6,655	2.78
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	4,478	1.87
ザ バンク オブ ニューヨーク 133522	4,233	1.77

(注)1. 当社は、自己株式11,729千株を保有していますが、上記大株主からは除いています。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年7月27日開催の取締役会決議により、次のとおり自己株式を取得しました。

取得した株式の種類及び数

当社普通株式 11,457,800株

取得価額の総額

49,999,576,484円

取得した期間

平成29年7月28日から平成29年12月22日まで

2. 新株予約権等の状況

(1) 当年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 新株予約権等の内容の概要

(平成30年3月31日現在)

名 称	割 当 日	新株予約権の目的 となる株式の数	新 株 予 約 権 の 行使時の払込金額	新株予約権の行使期間
第16回新株予約権	平成23年7月11日	12,100株 (1個当たり121株)	1株当たり 1,546円	平成26年7月 1日から 平成30年6月30日まで
第18回新株予約権	平成24年7月13日	92,565株 (1個当たり121株)	1株当たり 1,460円	平成27年7月 1日から 平成31年6月30日まで
第20回新株予約権	平成25年7月12日	177,870株 (1個当たり121株)	1株当たり 2,828円	平成28年7月 1日から 平成32年6月30日まで
第22回新株予約権	平成26年8月11日	285,560株 (1個当たり121株)	1株当たり 2,757円	平成29年7月 1日から 平成33年6月30日まで
第24回新株予約権	平成27年7月 9日	535,425株 (1個当たり121株)	1株当たり 4,210円	平成30年7月 1日から 平成34年6月30日まで
第26回新株予約権	平成28年7月 6日	561,110株 (1個当たり110株)	1株当たり 3,661円	平成31年7月 1日から 平成35年6月30日まで
第28回新株予約権	平成29年7月12日	569,500株 (1個当たり100株)	1株当たり 4,578円	平成32年7月 1日から 平成36年6月30日まで
第29回新株予約権	平成29年7月12日	134,700株 (1個当たり100株)	1株当たり 1円	平成30年7月 1日から 平成31年6月30日まで

(注) 各新株予約権の主な行使条件は次のとおりです。

イ) 第26回、第28回及び第29回の各新株予約権について

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又はこれらに準じる地位を、解任若しくは解雇され、又は自己都合により喪失した場合は、権利を行使することができない。

ロ) 上記イ) 以外の新株予約権について

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又はこれらに準じる地位にある場合、又はその地位喪失後一定期間内である場合、権利を行使することができる。

② 新株予約権等の保有状況

(平成30年3月31日現在)

区 分	当社取締役 (社外役員を除く。)		当社社外取締役 (社外役員に限る。)		当社監査役	
	保有者数 (名)	保有数 (個)	保有者数 (名)	保有数 (個)	保有者数 (名)	保有数 (個)
第16回新株予約権	1	100	—	—	—	—
第18回新株予約権	1	110	—	—	—	—
第20回新株予約権	3	375	—	—	1	100
第22回新株予約権	3	450	—	—	1	100
第24回新株予約権	5	750	—	—	1	100
第26回新株予約権	6	936	—	—	—	—
第28回新株予約権	6	942	—	—	—	—
第29回新株予約権	6	210	—	—	—	—

(注) 監査役が保有している新株予約権は、いずれも監査役就任前に交付されたものです。

(2) 当年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 新株予約権等の内容の概要

前記(1)①の第28回新株予約権及び第29回新株予約権に記載のとおりです。

② 新株予約権等の交付状況

区 分	当社執行役員等		当社子会社役員	
	交付者数 (名)	交付数 (個)	交付者数 (名)	交付数 (個)
第28回新株予約権	47	4,448	3	305
第29回新株予約権	48	1,056	3	81

(注) 1. 当社執行役員等は、当社役員を兼務している者を除いています。

2. 当社子会社役員は、当社役員又は当社執行役員等を兼務している者を除いています。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 等	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	嶋 本 正		
取締役副会長	鈴 木 裕 之		
取 締 役 社 長 (代表取締役)	此 本 臣 吾	社長	
取 締 役 (代表取締役)	上 野 歩	専務執行役員 コンサルティング部門、 産業ITソリューション 部門管掌、コンサルティ ング事業担当	
取 締 役 (代表取締役)	臼 見 好 生	常務執行役員 コーポレート部門管掌	
取 締 役	板 野 泰 之		(株)データ・アプリケーション 社 外取締役
取 締 役 (社外取締役)	檜 田 松 瑩		三井物産(株) 顧問 (株)三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役 東京電力ホールディングス(株) 社 外取締役 日本放送協会 経営委員会委員
取 締 役 (社外取締役)	土 井 美和子		国立研究開発法人情報通信研究 機構 監事
取 締 役 (社外取締役)	松 崎 正 年		コニカミノルタ(株) 取締役 取締 役会議長 いちご(株) 社外取締役 日本板硝子(株) 社外取締役

地 位	氏 名	担 当 等	重 要 な 兼 職 の 状 況
監 査 役	原 田 豊	常勤	
監 査 役 (社外監査役)	青 木 実	常勤	
監 査 役	北 垣 浩 史	常勤	
監 査 役 (社外監査役)	山 崎 清 孝		仰星監査法人 代表社員
監 査 役 (社外監査役)	大久保 憲 朗		公益財団法人たばこ総合研究センター 代表理事 理事長

- (注) 1. 取締役臼見好生、監査役大久保憲朗は、平成29年6月23日開催の第52回定時株主総会において新たに選任され就任しました。
2. 平成29年6月23日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって、室井雅博、末永守は取締役を、能仲久嗣は監査役を、それぞれ任期満了により退任しました。
3. 当年度中の重要な兼職の異動は次のとおりです。
- 取締役板野泰之
 (株)データ・アプリケーションの社外取締役に就任(平成29年6月22日)
- 取締役槍田松瑩
 東京電力ホールディングス(株)の社外取締役に就任(平成29年6月23日)
 (株)東京放送ホールディングスの社外取締役を退任(平成30年2月28日)
 日本放送協会の経営委員会委員に就任(平成30年3月1日)
- 監査役山崎清孝
 仰星監査法人の理事を退任(平成29年9月30日)
4. 監査役山崎清孝は、公認会計士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役槍田松瑩、土井美和子、松崎正年、監査役山崎清孝、大久保憲朗の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

6. 平成30年4月1日付で、地位及び担当等につき次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	担 当 等
取締役副社長 (代表取締役)	上 野 歩	副社長 ビジネス部門管掌
取 締 役 (代表取締役)	白 見 好 生	専務執行役員 コーポレート部門管掌

(2) 社外役員に関する事項

① 社外役員と当社との関係

イ. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. その他

監査役青木実は、過去、野村證券(株)の執行役、野村ビジネスサービス(株)の取締役副社長、執行役副社長を務めていました。

野村ホールディングス(株)を持株会社とする野村グループ(野村ホールディングス(株)とその子会社をいいます。野村證券(株)及び野村ビジネスサービス(株)は、野村グループに属します。)は、平成30年3月31日現在、当社の議決権の38.5%を保有しています。また、野村グループは当社の重要顧客の1つであり、当社はシステム開発・製品販売及び運用サービス等の提供を行っています。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況及び発言状況
取締役	檜 田 松 瑩	当年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、必要に応じ、経営者としての豊富な経験等を踏まえ、幅広い見地から発言を行っています。
	土井美和子	当年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、必要に応じ、情報技術分野における豊富な経験等を踏まえ、幅広い見地から発言を行っています。
	松 崎 正 年	当年度開催の取締役会15回の全てに出席し、必要に応じ、経営者としての豊富な経験等を踏まえ、幅広い見地から発言を行っています。
監査役	青 木 実	当年度開催の取締役会15回及び監査役会18回の全てに出席し、必要に応じ、証券業界における豊富な経験等を踏まえ、幅広い見地から発言を行っています。
	山 崎 清 孝	当年度開催の取締役会15回及び監査役会18回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的知識及び豊富な経験等を踏まえ、幅広い見地から発言を行っています。
	大久保憲朗	平成29年6月23日就任以降開催の取締役会11回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、経営者としての豊富な経験等を踏まえ、幅広い見地から発言を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数（名）	報酬等の額（百万円）
取 締 役	11	548
監 査 役	6	142
計	17	691

(注) 1. 上記には、平成29年6月23日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役(社外)1名を含んでいます。

2. 上記のうち、社外役員の報酬等の総額は、7名に対し97百万円です。

3. 上記報酬等の額には、賞与、ストックオプション、確定拠出年金の掛金及び傷害保険の保険料を含んでいます。

② 取締役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等の総額の上限は年10億円(ストックオプションを含む。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)です。当社は、取締役の報酬等について透明性の向上を図ることを目的に、報酬等の体系及び水準について客観的かつ公正な視点から審議する取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬諮問委員会を設置しています。その諮問結果を踏まえ、取締役会において、取締役の報酬等の決定に関する方針を決定しています。

取締役の報酬制度は、役職位を基本としています。業績の一層の向上を図るため、業績連動性を重視した制度としています。その水準は、情報サービス産業におけるリーディングカンパニーたるべき水準を、市場水準及び動向等を参考に決定しています。

取締役の報酬等は次の3つから構成されています。

イ. 基本報酬

役職位に応じた固定給(本人給と役割給)と、前年度の業績達成度に応じた変動給からなります。

ロ. 賞与

当年度の業績を反映し、個人別評価を加味して決定します。

ハ. 株式関連報酬(ストックオプション)

中長期的な業績向上への意欲と士気を高め、また株主との利害の一致という観点から、株式関連報酬としてストックオプションを付与します。行使価額が時価を基準に決定されるものと、行使価額が1円のもの2種類を発行し、その付与数は役職位に応じて決定します。なお、取締役は「役員自社株保有ガイドライン」に基づき役職位に応じた一定数以上の当社株式を保有することになっています。

なお、社外取締役には、基本報酬の変動給部分、賞与及び株式関連報酬は支給しません。

③ 監査役の報酬等の決定に関する方針

監査役の報酬等の総額の上限は年2億5千万円です。監査役の報酬等の決定に関する方針は、監査役の協議により決定しています。監査役は独立した立場から取締役の職務執行を監査する役割ですが、当社の健全で持続的な成長の実現という点では取締役と共通の目的を持っていることから、固定給に加え、常勤の監査役に対しては業績に応じた変動給を一部取り入れています。

報酬等の水準は、良質なコーポレートガバナンスの確立と運用に重要な役割を果たすにふさわしい人材を確保するために必要な水準としています。

監査役の報酬等は次の2つから構成されています。

イ. 基本報酬

本人の経験・見識や役割等に応じた固定給(本人給と役職給)に加え、常勤の監査役に対しては、前年度の業績達成度に応じた変動給を支給します。

ロ. 賞与

常勤の監査役を対象とし、当年度の業績を反映して決定します。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	金額(百万円)
イ. 監査業務(公認会計士法第2条第1項)の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬の額	93
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	336

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分していないため、上記イ.にはこれらの合計額を記載しています。

2. 当社の子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の報酬について監査役会が同意をした理由

当年度における会計監査人の監査の報酬については、前年度と比べ4百万円増加し、93百万円となりました。これは、当社の子会社の増加や業容拡大に伴う監査手続きの増加によるものであり、その他については、おおむね前年度と同様の会計監査の実施が妥当であると考え、監査役会として同意しました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、受託業務における内部統制の整備・運用状況の検証業務、英文財務諸表作成に関する指導・助言業務等を委託しています。

(5) 会計監査人の選任及び不再任並びに解任の決定の方針

監査役会は、法令又は基準等が定める会計監査人の独立性及び適格性、並びに監査体制及び監査品質等、監査が適切に行われるかを総合的に勘案して、選任及び不再任等の株主総会に提出する議案の決定を行います。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると考えられる場合は、必要に応じて、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的な向上が最も重要な株主還元と考えています。剰余金の配当については、中長期的な事業発展のための内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本とし、連結配当性向(※)35%を目安に、事業収益及びキャッシュ・フローの状況等を勘案して決定します。

内部留保資金については、既存事業の強化や新規事業展開のための設備投資及び研究開発投資、並びに人材育成投資、M&Aなどの戦略的投資など、今後の事業展開に向けて活用していきます。また、資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として自己の株式の取得に充当することがあります。

当社は、会社法第459条に基づき、9月30日及び3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

※ 連結配当性向＝年間配当金総額(NR I グループ社員持株会専用信託に対する配当金を含む。) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

(2) 剰余金の配当の状況

当年度は、(株)野村総合研究所と野村コンピュータシステム(株)が合併して30年目の年になります。そこで、当年度末(平成30年3月31日)を基準日とする配当金は、上記方針及び当年度の業績を踏まえた上で、普通配当を1株につき40円、「NR I 合併30周年記念配当」を1株につき5円実施し、普通配当と合わせた1株当たり配当金を45円としました。

年間の配当金は、平成29年11月に実施済みの配当金45円(記念配当5円を含む。)と合わせ、1株につき90円(記念配当10円を含む。)となり、連結配当性向は39.1%となりました。

(注) 記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てています。ただし、比率、1株当たりの数値、平均年齢及び平均勤続年数は、表示桁未満の端数を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考)前年度 (平成29年3月31日)	当年度 (平成30年3月31日)	科 目	(ご参考)前年度 (平成29年3月31日)	当年度 (平成30年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	295,915	309,781	流動負債	111,552	162,133
現金及び預金	152,610	159,541	買掛金	20,638	22,882
売掛金	67,290	75,817	短期借入金	2,870	6,074
開発等未収収益	26,259	36,250	1年内償還予定の社債	—	15,000
有価証券	6,278	1,218	1年内返済予定の長期借入金	4,545	23,707
営業貸付金	4,030	3,925	信用取引負債	8,786	1,014
信用取引資産	11,621	6,945	リース債務	326	611
商品	518	728	未払金	10,504	10,992
仕掛品	553	388	未払費用	11,087	15,309
前払費用	5,619	5,525	未払法人税等	8,396	21,233
繰延税金資産	9,218	11,506	前受金	10,778	11,747
短期差入保証金	8,846	3,404	短期受入保証金	7,705	4,540
その他の	3,211	4,734	賞与引当金	17,914	20,327
貸倒引当金	△142	△205	受注損失引当金	1,591	50
固定資産	333,029	342,890	資産除去債務	67	71
有形固定資産	63,790	68,528	その他の	6,339	8,572
建物及び構築物	35,461	36,955	固定負債	69,500	57,160
信託建物	—	8,309	社債	25,000	34,082
機械及び装置	7,226	5,741	長期借入金	24,396	408
工具、器具及び備品	9,481	9,772	リース債務	349	765
土地	7,526	7,060	繰延税金負債	13,839	14,999
リース資産	787	688	退職給付に係る負債	4,771	5,661
建設仮勘定	3,306	—	資産除去債務	938	1,047
無形固定資産	99,485	102,716	その他の	204	194
ソフトウェア	45,239	49,502	特別法上の準備金	594	594
ソフトウェア仮勘定	16,227	11,569	金融商品取引責任準備金	594	594
のれん	35,404	39,028	負債合計	181,646	219,888
その他の	2,614	2,616	(純資産の部)		
投資その他の資産	169,754	171,645	株主資本	396,339	385,645
投資有価証券	103,841	88,999	資本金	18,600	18,600
関係会社株式	1,842	5,230	資本剰余金	14,710	14,776
従業員に対する長期貸付金	12	7	利益剰余金	400,345	393,487
リース投資資産	328	411	自己株式	△37,316	△41,218
差入保証金	15,140	13,834	その他の包括利益累計額	38,093	33,646
退職給付に係る資産	40,771	55,700	その他有価証券評価差額金	37,165	32,445
繰延税金資産	2,100	1,733	繰延ヘッジ損益	△11	△3
その他の	5,857	5,831	為替換算調整勘定	△893	△3,847
貸倒引当金	△140	△103	退職給付に係る調整累計額	1,832	5,051
資産合計	628,944	652,671	新株予約権	1,220	1,301
			非支配株主持分	11,644	12,188
			純資産合計	447,297	432,783
			負債純資産合計	628,944	652,671

連結損益計算書

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考) 前年度 (平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで)	当年度 (平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで)
売上高	424,548	471,488
売上原価	280,761	311,868
売上総利益	143,787	159,619
販売費及び一般管理費	85,272	94,481
営業利益	58,514	65,138
営業外収益	2,112	2,004
受取利息	242	160
受取配当金	1,527	1,514
投資事業組合運用益	—	58
為替差益	95	—
その他	247	271
営業外費用	272	981
支払利息	143	261
投資事業組合運用損	28	14
社債発行費用	50	137
自己株式取得費用	19	307
持分法による投資損失	19	81
為替差損	—	159
その他	10	19
経常利益	60,354	66,161
特別利益	13,234	22,104
投資有価証券売却益	13,159	22,078
関係会社株式売却益	—	10
新株予約権戻入益	15	16
金融商品取引責任準備金戻入	60	—
特別損失	8,596	5,738
固定資産売却損	8,567	153
投資有価証券売却損	—	0
投資有価証券評価損	28	52
オフィス再編費用	—	5,532
税金等調整前当期純利益	64,992	82,527
法人税、住民税及び事業税	15,746	27,091
法人税等調整額	5,295	△734
当期純利益	43,950	56,171
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△1,114	1,025
親会社株主に帰属する当期純利益	45,064	55,145

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考)前年度 (平成29年3月31日)	当年度 (平成30年3月31日)	科 目	(ご参考)前年度 (平成29年3月31日)	当年度 (平成30年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	221,692	229,987	流動負債	100,038	159,029
現金及び預金	122,660	120,460	買掛金	20,541	22,381
売掛金	55,873	62,313	1年内償還予定の社債	—	15,000
開発等未収収益	24,241	30,779	1年内返済予定の長期借入金	3,702	22,880
有価証券	6,278	1,111	リース債務	169	175
商品	399	595	未払金	9,958	10,565
仕掛品	—	3	未払費用	6,255	8,228
前払費用	3,112	3,510	未払法人税等	5,710	18,636
繰延税金資産	8,066	10,175	前受金	9,418	10,157
その他の他	1,138	1,127	関係会社預り金	23,638	27,160
貸倒引当金	△78	△91	賞与引当金	14,900	17,100
固定資産	343,107	361,920	受注損失引当金	1,443	17
有形固定資産	55,118	62,609	資産除去債務	29	58
建物	33,400	35,051	その他	4,270	6,668
信託建物	—	8,309	固定負債	63,351	49,474
構築物	489	455	社債	25,000	34,082
機械及び装置	5,439	4,293	長期借入金	23,124	—
工具、器具及び備品	7,098	7,439	リース債務	161	237
土地	5,382	7,059	繰延税金負債	12,129	11,569
リース資産	1	0	退職給付引当金	1,568	2,068
建設仮勘定	3,306	—	資産除去債務	540	627
無形固定資産	57,351	55,820	その他	827	888
ソフトウェア	41,107	44,839	負債合計	163,390	208,504
ソフトウェア仮勘定	15,690	10,442	(純資産の部)		
その他の他	553	539	株主資本	364,817	351,193
投資その他の資産	230,638	243,490	資本	18,600	18,600
投資有価証券	100,286	85,873	資本剰余金	14,800	14,800
関係会社株式	71,517	90,106	資本準備金	14,800	14,800
長期貸付金	1,000	750	利益剰余金	368,733	359,012
従業員に対する長期貸付金	8	2	利益準備金	570	570
リース投資資産	328	411	その他利益剰余金	368,162	358,441
差入保証金	13,833	12,585	固定資産圧縮積立金	833	833
前払年金費用	38,825	48,947	特別償却準備金	147	107
その他の他	4,943	4,918	繰越利益剰余金	367,182	357,499
貸倒引当金	△105	△103	自己株式	△37,316	△41,218
資産合計	564,800	591,907	評価・換算差額等	35,433	30,951
			その他有価証券評価差額金	35,443	30,954
			繰延ヘッジ損益	△10	△3
			新株予約権	1,159	1,258
			純資産合計	401,409	383,403
			負債純資産合計	564,800	591,907

損 益 計 算 書

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考) 前年度 (平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで)	当年度 (平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで)
売 上 高	353,345	370,048
売 上 原 価	232,033	243,592
売 上 総 利 益	121,311	126,455
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	67,685	70,853
営 業 利 益	53,625	55,602
営 業 外 収 益	2,314	3,512
受 取 利 息	180	61
受 取 配 当 金	1,693	3,305
投 資 事 業 組 合 運 用 益	－	57
関 係 会 社 資 産 譲 渡 益	345	0
そ の 他	94	88
営 業 外 費 用	235	620
支 払 利 息	110	110
投 資 事 業 組 合 運 用 損	28	14
社 債 発 行 費 用	50	137
自 己 株 式 取 得 費 用	19	307
為 替 差 損	25	48
そ の 他	1	1
経 常 利 益	55,704	58,494
特 別 利 益	13,065	22,095
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13,050	22,078
新 株 予 約 権 戻 入 益	15	16
特 別 損 失	8,567	5,553
固 定 資 産 売 却 損	8,567	－
投 資 有 価 証 券 評 価 損	－	21
オ フ ィ ス 再 編 費 用	－	5,532
税 引 前 当 期 純 利 益	60,202	75,036
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,194	23,442
法 人 税 等 調 整 額	5,145	△687
当 期 純 利 益	42,862	52,282

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社野村総合研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 榊 正 壽 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社野村総合研究所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社野村総合研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 榎 正 壽 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社野村総合研究所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年事業年度(第53期)の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員等及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員等及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員等及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

株式会社野村総合研究所 監査役会

常勤監査役	原 田 豊	Ⓔ
常勤監査役(社外監査役)	青 木 実	Ⓔ
常勤監査役	北 垣 浩 史	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	山 崎 清 孝	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	大久保 憲 朗	Ⓔ

以 上

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承の上ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトのご案内

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、午前2時から午前5時までのご利用いただけません。)
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日(木曜日)午後5時まで可能です。
- (3) 株主様のインターネット利用環境、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
- (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 次回からの招集ご通知の受領方法

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできません。)

システム等に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (受付時間9:00~21:00、通話料無料)

※ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

- 場所 東京都江東区木場一丁目5番15号
深川ギャザリア タワーN棟 1階 当社大会議室
- 交通 東京メトロ東西線「木場駅」4b出口（門前仲町寄り）徒歩3分



(お願い)

駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

